【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 北陸財務局長

【提出日】 平成27年11月27日

【会社名】 黒谷株式会社

【英訳名】 Kurotani Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 黒谷 純久

【本店の所在の場所】 富山県射水市奈呉の江12番地の2

【電話番号】 0766(84)0001(代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役副社長 井上 亮一 【最寄りの連絡場所】 富山県射水市奈呉の江12番地の 2

【電話番号】 0766(84)0001(代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役副社長 井上 亮一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成27年11月25日開催の当社第30回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

- (1) 当該株主総会が開催された年月日 平成27年11月25日
- (2) 当該決議事項の内容

できる。

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項及びその額

当社普通株式1株につき金10円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年11月26日

第2号議案 定款一部変更の件

- (1) 今後の業務拡大への対応を行うため、現行定款第2条(目的)に事業目的を追加するものであります。
- (2)「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たに、業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように現行定款第29条及び第39条を変更するものであります。

なお、現行定款第29条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

(下線は変更部分を示します。)

变更前定款	変更後			
(目 的)	(目 的)			
第2条 当会社は、次の業務を営むことを目的とする。	第2条 (現行どおり)			
(1)~(11) (条文省略)	(1)~(11) (現行どおり)			
(新設)	(12)計量証明事業に関する業務			
(新設)	(13)毒物又は劇物の製造、輸入又は販売に関する業務			
<u>(12)</u> 前記各号に附帯又は関連する一切の業務	<u>(14)</u> (現行どおり)			
(取締役の責任免除)	(取締役の責任免除)			
第29条 当会社は、社外取締役との間で、当該社外取締役	第29条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、			
の会社法第423条第1項の責任について、善意で	取締役 (業務執行取締役等である者を除く)との			
<u>かつ重大な過失がないときは、法令で定める額を</u>	間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定す			
限度として責任を負担する契約を締結することが	<u>る契約を締結することができる。ただし、当該契</u>			
<u>でき</u> る。	約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定			
	<u>する額とす</u> る。			
(監査役の責任免除)	(監査役の責任免除)			
第39条 当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役	第39条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、			
の会社法第423条第1項の責任について、善意で	監査役との間で同法第423条第1項の損害賠償責			
<u>かつ重大な過失がないときは、法令で定める額を</u>	任を限定する契約を締結することができる。ただ			
限度として責任を負担する契約を締結することが	し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、			

法令が規定する額とする。

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役として、黒谷純久、井上亮一、山崎次平、鍛治清高、浦田伊希子、明翫光也及び水野憲一の7 氏を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件 並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	賛成比率 (%)	決議の結果
第1号議案	47,833	162	0	(注)1	99.35	可決
第2号議案	47,818	178	0	(注)2	99.32	可決
第3号議案						
黒谷 純久	47,774	222	0	(注)3	99.23	可決
井上 亮一	47,772	224	0		99.23	可決
山﨑 次平	47,761	235	0		99.20	可決
鍛治 清高	47,777	219	0		99.24	可決
浦田 伊希子	47,774	222	0		99.23	可決
明翫 光也	47,772	224	0		99.23	可決
水野 憲一	47,730	266	0		99.14	可決

- (注)1.出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
 - 2.議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議 決権の3分の2以上の賛成であります。
 - 3.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
- (4)議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上